

5 ウイズコロナに適合した施設運営

ウィズコロナ時代における「新しい生活様式」に対応し、感染防止の徹底やICT等の活用による新しい業務プロセスやワークスタイル等を定着させ、事業活動の継続並びに利用者支援の更なる充実を図る。

(1) 「新しい生活様式」(ひょうごスタイル)の定着

新型コロナウイルス感染症については、持続的な対策が必要になることが見込まれることを踏まえ、「新しい生活様式」の趣旨や必要性を全職員に周知するとともに、日頃から感染リスクが高まるとされる「5つの場面」(①飲食を伴う懇親会等②大人数や長時間におよぶ飲食③マスクなしでの会話④狭い空間での共同生活⑤休憩室、喫煙所、更衣室等)や、3つの「密」(密閉・密集・密接)が発生する場所を徹底して避けるなど、各施設において感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」に取り組む。



ア 換気の徹底

建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回程度の換気を徹底する。特に会議等の打ち合わせの場面ではできるだけ窓を開けて実施するとともに、冷暖房運転時においては、窓の開放時間を調整するなど室温等に十分配慮して適切な換気に努める。

イ 手洗い・消毒の徹底

感染拡大防止・予防のため手洗い、消毒を徹底するとともに、職場内で職員が触れることがある物品・機器等については、定期的に消毒を実施する。

また、手指消毒用のアルコールについては、職場内の適切な場所に備え付け感染防止に努める。

ウ マスクの着用・咳エチケットの徹底

飛沫感染を防止するため、マスクの着用、咳エチケットを徹底する。施設内等における支援現場等では、できる限り人と人との間に十分な距離を保持(1メートル以上)に努め、会話や発声時には、特に間隔を空ける(2メートル以上)よう努める。

エ 体温測定・健康チェックの徹底

職員及び利用者の健康管理を徹底するとともに、職員については出勤時に必ず体温測定を実施する。また、外部からの訪問者(家族等の面会、ボランティア、業者等)については、玄関等でのサーモグラフィ等での体温測定、健康チェックを実施し、施設内等への感染症持ち込みを防止する。

オ 追跡システム・接触確認アプリの利用

店舗・施設やイベント等における感染拡大防止を図るため、迅速に注意喚起情報を提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」への登録や、「兵庫県新型コロナ追跡システム」を利用するよう職員に周知する。

(2) ウィズコロナにおける利用者の生活の質の確保

ア 環境整備

- (7) 感染症予防のため、各フロアでの業務等が完結できるなど、浴室等の増設等について、補助金を活用して実施する。
- (イ) 新型コロナウイルスの感染が疑われる利用者が発生した際に、施設内に設定するレッドゾーンが速やかに設置できるよう、必要物品等を準備する。
- (ウ) 施設運営上支障のない範囲で、既存の部屋等を面会室等へ転用するために必要な改修や備品等の整備を実施する。

イ ご家族等の面会及び利用者の帰宅等について

(7) 面会について

- ・面会者からの感染を防ぐため、発生状況に合わせて、自宅と施設間、施設の面会室と利用者居室でのオンライン面会等を活用する。
- ・また、直接面会を実施する場合も事前予約制や回数・人数の制限、感染症防止対策を徹底する。

(イ) 帰宅等について

保護者や身元引受人等の要望により、年末年始等に帰省（外泊、外出）する場合は、感染状況を見ながら、以下の項目について保護者等と協議して適切に対応する。

- ▼マスク着用、手指消毒等の予防対策の確実な実施
- ▼体調管理の徹底（検温の実施、規則正しい生活等）
- ▼施設へ帰園（荘）予定日の時点で、体調不良（発熱、全身の倦怠感、味覚・嗅覚異常等）がある場合は、保護者・身元引受人等が療養等の責任を負い、診察、PCR検査等の実施により感染していないことが確認できるまで帰園（荘）できないことについて了承を得ること
- ▼帰園（荘）予定日の時点で、体調に変化がない場合であっても、帰園（荘）後1週間程度は他の利用者と食事時間・場所の変更等、感染リスク抑制のための対応をとる。また、専用スペース等の確保ができる施設については他利用者と分離の対応を実施する。

ウ 各種行事等の実施方法等の見直し

- (7) 園祭や盆踊り等の開催については、施設利用者の楽しみの機会を確保するという観点から、参加人数の検討や実施時期・場所等にも配慮するとともに、3密にならない環境を整えた上で、感染状況を見ながら実施について検討する。
- (イ) 外出行事については、感染状況を見ながら、できる限り飲食を伴う外出や遠方への外出については、緊急やむを得ない場合を除き控えるとともに、利用者の生活の質が著しく低下しないよう少人数での実施等の代替案についても検討する。
- (ウ) ボランティアの受け入れについては、オンラインを活用したリモートでのクラブ活動等や保育園等との交流会を検討するとともに、直接施設での活動を実施する場合は、感染症防止対策を徹底した上で、感染状況も踏まえながら、活動場所や参加人数等を考慮し実施する。
- (エ) 実習生等の受け入れについては、事業団としてこれからの医療・福祉人材を育成することに鑑み、感染状況を見ながら原則実施する。ただし、実習参加者の健康管理を徹底するとともに、感染症予防対策を行い、実習が有意義なものとなるようにする。

(3) ウィズコロナにおける施設運営等

ア 感染拡大防止対策

- (7) 入所者が新型コロナウイルスに感染した場合の対応については、「社会福祉施設における感染症対策方針について」（兵庫県が策定）のフローチャートを参考に対応する。
- (イ) 事業団施設で新型コロナウイルス感染が疑われる者等が発生した場合のシミュレーションについては、各施設において適切な対応が迅速に行えるよう、施設毎のシミュレーションを行うなど事前の対策を実施する。
- (ウ) 職員は、利用者の命と健康を守る責務を有していることに鑑み、職員が新型コロナウイルスに感染するリスクを避けるため、手洗い・手指消毒、マスク着用、3密（密閉・密集・密接）の回避、ソーシャルディスタンスの確保など、「新しい生活様式」に基づく日常の行動を行う。

イ 職員が安心して働ける環境づくりの推進

新型コロナウイルス感染症対策に係る特別休暇の取得や、通勤時の混雑回避のための時差出勤の実施等、新型コロナ感染症下において職員が安心して働ける環境づくりを推進する。

ウ 入所者確保対策

- (7) 施設内で実施した行事等の様子や、利用者の様子について、プライバシーに配慮しながら、地域等に施設をより身近に感じてもらえるよう、施設ホームページやSNS等を通じて積極的に発信する。
- (イ) オンラインでのリモート施設見学会を実施することで、直接施設に来所できない方々へ施設PR等を実施し、利用者確保に努める。

エ 人材確保対策

- (7) ホームページやSNS等を積極的に活用した求人情報の掲載を随時行う。
- (イ) 感染状況を見ながら、オンラインや対面式での就職説明会の実施、オンラインによる先輩職員との交流会、外部主催の就職説明会にも参加し人材確保に努める。

オ 会議・研修のあり方

WEB会議、電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等ができる限り回避するとともに、集合研修等を実施する場合には参加人数の調整等を行い、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」「換気」などの基本的な感染症対策を行った上で開催する。

(4) 関係機関との協力体制の構築

障害者施設、高齢者施設等で新型コロナウイルス感染者が発生した場合、サービス提供するための職員が不足した施設を応援する仕組みである兵庫県の「職員派遣協カスキーム」へ参画し、地域の安全・安心拠点としての取り組みを推進する。